



労健福発第169号
平成25年2月13日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武 谷 雄



認可申請書

独立行政法人労働者健康福祉機構の所有する下記不要財産について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年六月七日政令第三百十六号）第2条の2第1項に基づき、別添のとおり、認可申請を致します。

記

独立行政法人労働者健康福祉機構 労災リハビリテーション福井作業所

- | | |
|--------|------------|
| (1) 土地 | 14,850.31㎡ |
| (2) 建物 | 4,077.10㎡ |

1 現物納付による国庫納付に係る不要財産の内容

○ 土地

所 在	番地	地目	取得日 (独法承継前取得日)	面積 (㎡)
福井県鯖江市御幸町3丁目	801 番 1	宅地	平成 16 年 4 月 1 日 (昭和 42 年 3 月 29 日)	14,850.31

○ 建物

種 類	構 造	建築年月	経過年数	耐用年数	延床面積 (㎡) ※登記面積
事務所・寄宿舎・作業所(車庫含)	鉄筋コンクリート造 外	昭和 43 年 3 月 外	44 年	50～38年	3,167.68
居宅①(職員宿舎)	鉄筋コンクリート造	平成 7 年 1 月	18 年	39 年	88.44
居宅②(職員宿舎)	鉄筋コンクリート造	平成 7 年 1 月	18 年	39 年	75.75
居宅③(職員宿舎)	鉄筋コンクリート造	昭和 43 年 3 月	44 年	39 年	64.98
居宅④(職員宿舎)	鉄筋コンクリート造	昭和 43 年 3 月	44 年	39 年	57.57
体育館	鉄骨造	昭和 49 年 3 月	38 年	47 年	622.68
					計 4,077.10

2 不要財産と認められる理由

(1) 労災リハビリテーション福井作業所は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)により「在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する」とされたこと、及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により「現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する」とされたことを踏まえ、平成 24 年 9 月に廃止したものである。

(2) 当該財産は、「将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合」(通則法第 8 条第 3 項)に該当するため、不要財産として国庫納付することとされた財産である。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとされている。

3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

○取得日の帳簿価額（平成 16 年 4 月 1 日 独法承継時価額）

542,452,204 円

（内訳）

・土地	496,916,201 円
・建物	35,001,002 円
・構築物	10,535,001 円

○申請日の帳簿価額（減価償却及び減損処理後の残存価額）

496,916,375 円

（内訳）

・土地	496,916,201 円
-----	---------------

※減価償却及び減損処理 発生無し

・建物	39,804,506 円
-----	--------------

減価償却累計額 ▲18,515,568 円

減損損失累計額 ▲21,288,802 円

建物残存価額 136 円

・構築物	11,326,287 円
------	--------------

減価償却累計額 ▲5,756,192 円

減損損失累計額 ▲5,570,057 円

構築物残存価額 38 円

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他内容

○出資又は支出の額

出資額 542,452,204 円

支出額 5,626,794 円

○会計の区分 労働保険特別会計

5 現物による国庫納付の予定時期

平成 25 年 5 月